

令和7年度安岐ダムA I 流入量予測システム構築
業務委託

特記仕様書

大分県土木建築部
国東土木事務所

令和7年8月

特記仕様書

第1条 適用

本業務は、この特記仕様書によるほか「設計業務等共通仕様書」（令和7年4月）（以下、「共通仕様書」とする）により実施しなければならない。

※共通仕様書については、大分県ホームページ内
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18720/>) にて掲載している。

第2条 照査技術者及び照査の実施

- 1 本業務は、共通仕様書第1108条「照査技術者及び照査の実施」に基づき行う業務である。
- 2 本業務においては、別添の資格種類別担当業務内容一覧表（第6段階）によるものとする。
業 種：土木コンサルタント
業務区分：河川、砂防及び海岸・海洋
- 3 共通仕様書第1108条第2項（3）に基づく照査計画の策定にあたっては、照査の方法、事項について調査職員と協議のうえ作成するものとする。

第3条 契約期間

本業務の契約期間は、契約の日から令和8年7月31日までとする。

第4条 業務の目的

本業務は、安岐ダムを対象に、過去の洪水実績を基に降雨量とダム流入量との関係を分析・モデル化することで、ダム流入量を高精度で予測し、緊急放流開始時刻の予測精度向上を目的として実施するものである

第5条 業務内容

「業務内容説明書」による。

第6条 本業務の内容における具体的な検討方法等については、公募型プロポーザル方式の手続きにより、提出された技術提案の内容を受けて決定する。

第7条 受注者は、採用された「技術提案」に基づき適切に業務を遂行するものとする。
なお、採用された技術提案については、業務計画書に記載するものとする。

第8条 土木設計業務等変更ガイドラインの適用

設計図書の変更等については、大分県土木設計業務等委託契約約款第18条から第25条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン」によるものとする。

第9条 公共土木施設のデータベース登録

受注者は、当該委託業務の成果物を「公共土木施設データベース」へ登録するための費用を最終請負金額確定後、速やかに公益財団法人大分県建設技術センター（以下「センター」という。）に直接あるいは振り込みにより支払い、センター発行の「受付証明書」を受け取る。センター発行の「受付証明書」については、その写しを完成検査までに調査職員に提出すること。

第10条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むも

のとする。

(実施要領公表場所 <http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/weeklystance.html>)

第 1 1 条 疑義

業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議すること。

資格種類別担当業務内容一覧表（段階6）

コード表	資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測 量																地質調査 地質調査									
				測量 一般	地図	航空 測量	河川	港湾	電力 土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業 土木	森林 土木	水産 土木	廃棄物 処理	造園	都市 計画		地質	土質 基礎	トン ネル	施工 計画	建設 環境	機械	電気 電子	その他	
A1	測量士			●	●	●																							
A2	測量士補			●	●	●																							
E1		総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																					●	△				
E2	電気電子一般及び送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																								●	△			
E3	建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る			●																							△		
E4	建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				●																						△		
E5	建設一般及び電力土木とするものに限る					●																					△		
E6	建設一般及び道路とするものに限る						●																				△		
E7	建設一般及び鉄道とするものに限る							●																			△		
E8	建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る															●	●										△		
E9	建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る																										△	●	
E10	建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る																										△		
E11	建設一般及びトンネルとするものに限る																										△		
E12	建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																										△		
E13	建設一般及び建設環境とするものに限る																										△		
E14	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る										●																△		
E15	上下水道一般及び下水道とするものに限る											●															△		
E16	農業一般及び農業土木とするものに限る												●														△		
E17	森林一般及び森林土木、農業農村工学とするものに限る													●													△		
E18	水産一般及び水産土木とするものに限る														●												△		
E19	情報工学一般とするものに限る																									●	△		
E20	応用理学一般及び地質とするものに限る																										△	●	
E21	衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																										△		
E22	機械部門		機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																					●	△				
E23	電気電子部門		電気電子一般及び送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																						●	△			
E24		建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●																				△		
E25			港湾及び空港とするものに限る					●																				△	
E26			電力土木とするものに限る						●																			△	
E27			道路とするものに限る							●																		△	
E28			鉄道とするものに限る								●																	△	
E29			都市及び地方計画とするものに限る													●	●											△	
E30			土質及び基礎とするものに限る																								△	●	
E31			鋼構造及びコンクリートとするものに限る																									△	
E32			トンネルとするものに限る																									△	
E33			施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																									△	
E34			建設環境とするものに限る																									△	
E35	上下水道部門		上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る								●	●															△		
E36	農業部門		農業土木、農業農村工学とするものに限る										●														△		
E37	森林部門		森林土木とするものに限る											●													△		
E38	水産部門		水産土木とするものに限る												●												△		
E39	情報工学部門		特定なし																							●	△		
E40	応用理学部門		地質とするものに限る																							△	●		
E41	衛生工学部門		廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																								△		
I11	RCCM		河川、砂防及び海岸・海洋				●																				△		
I12			港湾及び空港						●																			△	
I13			電力土木							●																		△	
I14			道路								●																	△	
I15			鉄道									●																△	
I16			上水道及び工業用水道										●	●														△	
I17			下水道											●														△	
I18			農業土木												●													△	
I19			森林土木													●												△	
I110			水産土木														●											△	
I111			造園															●										△	
I112			都市計画及び地方計画																●	●								△	
I113			地質																									△	●
I114			土質及び基礎																									△	●
I115			鋼構造及びコンクリート																									△	
I116			トンネル																									△	
I117			施工計画、施工設備及び積算																									△	
I118			建設環境																									△	
I119			機械																									△	
I120			電気電子																									△	
I121			廃棄物																									△	
K1	地質調査技士																									△			
R1~R22	認定技術管理者																										☆		

●は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
 △は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
 ☆は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。